

投資信託インターネット取引約款

2026 年 9 月

第 1 条（約款の趣旨）

この約款は、お客さまが、第一生命保険株式会社（以下「当社」といいます。）所定の方法によりパーソナルコンピューター、タブレット端末及びスマートフォン（以下「パソコン等」と総称します。）を使用して、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「投資信託受益権等の特定口座約款」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款（以下「NISA約款」といいます。）」その他の関連する規定（以下「投資信託関連約款等」と総称します。）に基づき、インターネットを通じて次条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用される場合の、当社とお客さまの間の取決めです。本約款に「投資信託関連約款等」と矛盾する内容を定めた場合には、本約款の定めが優先されます。

第 2 条（本サービスの内容及びつみたて投資枠での取引における本サービスご利用の特則）

お客さまは、インターネットを通じて以下のサービスを利用することができます。なお、第 1 号、第 2 号、第 3 号の申込みを「注文」と総称します。

- ① 投資信託の購入の申込み（金額指定による申込みに限ります。）
- ② 投資信託の解約の申込み
- ③ 投信積立サービス（このうち非課税累積投資契約を利用した投信積立サービスを「つみたて投資枠での取引」といいます。以下同じ。）の新規申込・変更・中止の申込み
（投信積立サービスの新規申込は、当社所定の画面において振替口座として金融機関の預金口座のご指定を行わない場合、当社所定の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を提出いただくことが必要です。）
- ④ 取引履歴等の照会
- ⑤ 第 9 条に定める電子交付サービス
- ⑥ 第 24 条に定める提供情報の利用

第 3 条（法令等の遵守及び自己責任の原則）

- （1）お客さまは、本サービスの利用にあたっては、本約款及び「投資信託関連約款等」によるほか、法令諸規則を遵守するものとします。
- （2）お客さまは、本サービスを利用して投資信託を購入する場合は、当該投資信託に係る投資信託説明書（交付目論見書）及び目論見書補完書面その他重要事項等の内容を確認し、商品内容、リスク、費用その他投資判断に影響を及ぼす重要な事項等を十分理解したうえで、自らの判断と責任において投資信託の投資を行うものとします。

第 4 条（本サービスの利用）

- （1）お客さまは、当社所定の方法により本サービスの申込みをし、当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。本サービスを利用する場合、注文は第 27 条に規定するシステム障害時を除き、原則としてインターネット経由とします。
- （2）お客さまは、本サービスの利用に先立ち、以下に掲げる申込みに必要な書面の受入れ又は差入れを行うものとします。すでに申込みをしている場合はこの限りではありません。
 - ① 投資信託受益権振替決済口座の開設
 - ② MRF 累積投資口座の開設
- （3）本サービスの利用は、次の各号に掲げるすべての条件を満たしたお客さまとします。
 - ① 日本国内に居住する個人のお客さま
 - ② 成人年齢に達しているお客さま
 - ③ お客さま（インターネット口座名義人）ご本人の利用である場合
 - ④ 当社が、第 8 条で定める取引時の本人確認方法により、お客さまご本人であると確認できた場合
 - ⑤ 第 9 条の規定による、「電子交付サービス」の承諾をいただいているお客さま
 - ⑥ 第 20 条の規定による、「電子メール利用」の承諾をいただいているお客さま
 - ⑦ 「パソコン等」のインターネット環境や「電子交付サービス」による書面閲覧のために必要なソフトウェア及びプリンターが整っていること
- （4）本サービスは、原則として国内からの利用に限るものとし、海外からの利用については、各国の法令その他の事由により本サービスの一部又は全部の利用ができない場合があります。

第 5 条（取引の名義等）

- （1）本サービスの利用にあたっては、お客さまが投資信託受益権振替決済口座の開設申込みの際に当社にお届けいただいた「住所」、「氏名」、「指定預金口座」を使用するものとします。ただし、第 22 条による変更後は、変更後の「住所」、「氏名」、「指定預金口座」を使用するものとします。
- （2）「住所」、「氏名」は、本人確認書類に記載のものと同一のものを使用するものとします。
- （3）当社はあらかじめお客さまからお届けいただいた、投資信託受益権振替決済口座の「指定預金口座」以外への振込みは行わないものとします。

第 6 条（投資信託振替決済制度のご利用）

お客さまが保有する投資信託の受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき投資信託受益権振替決済口座に記載又は記録します。

第 7 条（ログイン ID、パスワード等）

- （1）本サービスの利用には、「ログイン ID」、「ログインパスワード」、「取引パスワード」（以下「パスワード等」と総称します。）、「メールアドレス」、「パスキー」が必要です。
- （2）お客さまは、「パスワード等」の登録にあたっては、当社所定の文字数以上を指定するとともに、生年月日や電話番号など、第三者から推測可能な指定は避けるものとします。
- （3）「パスワード等」は、第三者に知られないように、またパスキーを登録する端末については、お客さま自身の認証情報以外が登録されることのないように、お客さまが厳重に管理するとともに、第三者に開示、譲渡、貸与しないものとします。
- （4）お客さまは、「パスワード等」の偽造、変造、盗用又は不正使用その他のおそれがある場合には、直ちに新しい「パスワード等」に変更するものとします。
- （5）お客さまは、取引の安全性を確保するため、「パスワード等」を当社所定の方法により適宜変更するものとします。
- （6）お客さまが、当社が定める回数以上、連続して「パスワード等」の入力間違いをした場合、一定時間、本サービスの利用ができなくなります（この状態を「ロックアウト」といいます。）。ただし、ロックアウト時点までに、当社が受付けた注文は有効に存続するものとします。なお、「ロックアウト」が発生した場合、「パスワード等」の再設定を行う必要があります。再設定を行う場合は、当社所定の手続きを行うものとします。
- （7）お客さまが「パスワード等」を忘れた場合など、お客さまが「パスワード等」の再設定を行う場合には、当社所定の手続きを行うものとします。
- （8）お客さまの「パスワード等」が第三者に知られた場合、又はそのおそれがある場合（「パスワード等」を記載した書面若しくは「パソコン等」の紛失、盗難、遺失等を含みます。）には、速やかに当社所定の連絡先にお届けください。届出の受け付けにより、当社は本サービスの利用を停止します。なお、本サービスの利用を再開するには、当社所定の手続きを行うものとします。
- （9）お客さまがパスキーを登録した端末を紛失した場合には、速やかに当社所定の手続きを行うものとします。

第 8 条（取引時の本人確認等）

- （1）本サービスにおいて、当社は、当社に登録されているお客さまの「パスワード等」とお客さまが本サービスの利用にあたって「パソコン等」に入力された「パスワード等」との一致を確認する方法により、お客さまご本人であること等の確認（以下「本人確認」といいます。）を行います。また、出金等の当社所定の手続きを行う際は、原則としてメール認証、パスキー認証等を加えた多要素認証による本人確認を行います。
- （2）本人確認に必要な「パスワード等」の確認項目及び本人確認方法の技術的要件等は当社が定めるものとし、当社が必要とする場合、変更することができるものとします。

(3) 当社が、前二項の規定に従って、お客さまの本人確認ができた場合、当該入力されたお客さまをインターネット口座名義人とみなして、本サービスの取扱いを行うものとし、その後実施された注文が、「パスワード等」の不正使用によるものであっても、当社は当該注文をお客さまの意思に基づく有効なものとして取扱います。

第9条(電子交付の承諾)

- (1) お客さまは、「電子交付サービス規定」に定めるところにより、当社から電子交付(紙媒体の交付に代えてインターネットを通じて電磁的方法により交付すること。)を受けること(以下「電子交付サービス」といいます。)を承諾するものとします。
- (2) お客さまは、前項の承諾により、本サービス以外の方法で取引を行った場合であっても当社が定める所定の書面の交付については、電子交付サービスを利用するものとします。

第10条(利用時間)

- (1) お客さまが、本サービスを利用できる時間は、当社所定の時間内といたします。ただし、当社はこの取扱時間をお客さまに事前の通知をすることなく変更することがあります。
- (2) 前項にかかわらず、システム等の障害、補修等によって、当社は予告なく本サービスの一部又は全部の提供を一時停止若しくは中止することがあります。

第11条(本サービスの利用可能銘柄)

本サービスで、お客さまが注文及び取引履歴の照会等ができる銘柄は、当社が定める銘柄とします。

第12条(金銭の受渡精算方法の指示)

お客さまが、本サービスを利用して投資信託の購入を行った場合、収益分配金、償還金、解約代金によるお預り金(以下「お預り金」といいます。))を優先して当該購入代金等に充当します。当該購入代金等が当該お預り金を超える場合、その差額分について、MR F(マネー・リザーブ・ファンド)の解約の申込みがあったものとして取扱ひ、当該購入代金等に充当します。

第13条(注文の受付等)

- (1) 当社は、第8条に規定する本人確認後、お客さまが、注文内容を入力され、その内容に間違いがないことを確認後、その注文を当社に送信され、その注文内容(銘柄、売り買いの別、数量又は金額、口座区分等その他必要となる事項)の確認及び以下の各号について当社が確認した時点で当該注文の受け付けとさせていただきます。
 - ① 購入の場合は、購入代金が前条に規定する注文時の受渡日におけるお預り金及びMR Fの合計額の範囲内であること。
 - ② 解約の場合は、お客さまの保有分として当社の投資信託受益権振替決済口座に記載又は記録されている数量(口数)の範囲内であること。
 - ③ 投信積立サービス及びつみたて投資枠での取引の場合は、総合取引約款第19条から第21条の規定に従います。
- (2) お客さまから同一日に複数の購入に係る注文があり(本サービスに係る注文に限りません。また、投信積立サービスに基づく購入で、第13条第1項第3号に規定する注文を除きます。)、その総額が第13条第1項第1号に規定する合計額を超える場合には、当社はその注文を執行する義務を負いません。
- (3) 投資信託の解約に係る注文について、クローズド期間中のもの等については、注文の受け付けができない場合があります。
- (4) 交付目論見書等でスイッチング(同一銘柄に係る他コースへの変更)が可能とある銘柄であってもスイッチングの受け付けはできません。
- (5) 第1項の規定により当社が注文を受け付けた場合、本サービスの画面上で受け付けた旨を表示します。
- (6) 当社は、お客さまの注文の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として当該注文は受け付けません。
 - ① お客さまの注文が、法令諸規則及び本約款並びに「投資信託関連約款等」に定める事項のいずれかに反している場合
 - ② 購入に係る注文において、あらかじめお客さまから届出ていただいた事項等に基づき、当該注文を受け付けるべきではないと当社が判断した場合
 - ③ その他、法令諸規則や取引の健全性に照らし、注文を受け付けることが適当でないと当社が判断した場合

第14条(注文の有効期限)

お客さまが、本サービスを利用して、第13条第1項の規定に基づき注文を発注した場合、営業日(銀行法第15条に定める休日以外の日。以下同様。)(の15時前(15時を超過しない。))までに当社が受け付けたものは当日を注文執行日(以下「処理日」といいます。))とし、15時以降に受け付けたものは翌営業日を処理日とします。ただし、当社が定める場合には、営業日の15時30分前(15時30分を超過しない。))までに当社が受け付けたものは当日を処理日とし、15時30分以降に受け付けたものは翌営業日を処理日とします。

第15条(注文の取消・変更)

お客さまは、当社が定める時間内及び範囲内で、本サービスによる取引注文の取消又は変更を行うことができます。

第16条(注文・約定の照会)

お客さまが、本サービスを利用して行われた注文及び約定の内容は、本サービスにより、照会することができます。

第17条(注文内容の疑義)

本サービスの利用に係る注文内容について、お客さまと当社の間で疑義が生じた場合には、お客さまが本サービスを利用された時のデータの記録内容をもって処理させていただきます。

第18条(MR F自動購入・MR F自動解約)

- (1) 収益分配金、償還金、解約代金等の支払いがあるときは、お客さまから反対のお申し出がない限り、その支払いがあったときにMR Fの取得の申込みがあったものとみなします。ただし、収益分配金については、その金額が10,000円(税引後)以上の場合は、MR Fを自動的に買い付けることなく、お客さまの指定預金口座へ払い出します。
- (2) お客さまが金銭を当社に払い込む場合、特にお客さまよりお申し出がない限り、当社所定の方法にて当社の指定する銀行預金口座に入金し、当該払込金の受入れを当社が確認したものについては、当該入金日にMR Fの取得申込みがあったものとして取り扱います。なお、原則当社所定の時刻までに当社が確認したものについては、当該入金日をMR Fの受渡日として取り扱います。
- (3) お客さまが、当社において投資信託の購入を行い、その受渡前営業日終了時点でのお客さまのお預り金が、当該購入代金等に不足する場合には、当社は、購入代金等からお預り金を差引いた額について、お客さまよりMR Fの残高の範囲内で解約の申込みがあったものとして、MR Fを解約し、充当します。
- (4) 当社において必要と認めた場合、MR Fの自動買付を行わないことがあります。

第19条(MR F解約時の受渡精算方法)

MR Fの解約代金等の受取りの場合における受渡しについては、お客さまの指定預金口座への振込みにより行います。お客さま以外の名義の指定預金口座への振込はできません。この場合の振込手数料は当社が負担いたします。

第20条(電子メール利用の承諾)

お客さまは、当社が、お客さまへの通知又は照会手段として、電子メールを利用することに承諾するものとし、お客さまはご自身のメールアドレスを当社所定の方法で登録するものとします。また、メールアドレスに変更があった場合、お客さまは、直ちに当社所定の方法で変更登録をするものとします。

第21条(サービスの変更等)

当社は、お客さまに事前の通知をすることなく、提供するサービス内容(使用ソフトのバージョン等を含む。)を変更、中止又は廃止することがあります。

第22条(届出事項の変更)

氏名、住所、指定預金口座その他の届出事項に変更があったときは、「投資信託関連約款等」の規定に従って、お客さまは、直ちに当社所定の手続きを行うものとします。

第23条(解約等)

- (1) 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当社は、事前の通知や催告等をすることなく、いつでも本サービスを解約又は解除することができますものとし、
 - ① 投資信託受益権振替決済口座が解約された場合
 - ② お客さまから当社所定の手続きにより、本サービス解約のお申し出があった場合
 - ③ 相続の開始があった場合
 - ④ お客さまが、本邦の居住者でなくなった場合、又は住所変更の届出を怠るなどにより、当社においてお客さまの所在が明らかでなくなった場合
 - ⑤ お客さまが、法令諸規則又は本約款、「投資信託関連約款等」に違反した場合

- ⑥ お客さまが、投資信託受益権振替決済口座の開設申込み時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑦ その他やむを得ない事由により、当社が本サービスの解約を申し出た場合
- (2) 前項(前項第2号、第4号、第5号の規定による解約を除きます。)の規定に基づき本サービスの利用が解約された場合、法令諸規則等及び当社所定の手続きに従って、お客さまの投資信託受益権振替決済口座についても解約できるものとします。その場合の手続きは「投資信託受益権振替決済口座管理約款」によるものとします。
- (3) お客さまが、当社のNISA約款第3条の2の規定により、お客さまの非課税口座に累積投資勘定を設定されている場合においては、お客さまから本サービスを解約することはできないものとします。

第24条(情報利用の制限)

- (1) お客さまは、本サービスの利用により、当社から提供を受ける情報(以下「提供情報」といいます。)を、お客さま自身が行う投資判断の情報としてのみ使用するものとし、次の各号に規定する行為は行わないものとします。
 - ① お客さま自身若しくは第三者のために、提供情報を営利目的で利用する行為
 - ② 当社及び当社以外の情報提供者から事前に文書による承諾を得ることなく、提供情報を加工又は再利用等する行為
 - ③ お客さまのインターネット口座番号、「パスワード等」を第三者に開示し、またその利用に供する行為
 - ④ 提供情報を第三者に漏洩、又は第三者と共同利用する行為
- (2) 前項各号に該当する行為があったものと、当社又は本サービスにおける情報提供者が判断した場合、当社は情報提供を中止、制限ないしは変更することがあります。

第25条(本サービスの休止)

当社は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本サービスを休止する場合があります。この休止の時期等については当社のホームページ等により知らせるものとします。

第26条(本サービス利用の禁止)

当社は、お客さまが本サービスを利用いただくことが不適当と判断した場合には、本サービスの利用をお断りすることがあります。

第27条(当社システムの障害)

当社のシステムの不具合に起因して、お客さまがインターネットを通し、本サービスを利用できない状況を「当社システム障害」といいます。お客さまの「パソコン等」や通信回線の不具合等が原因の場合は、「当社システム障害」に該当しません。

第28条(免責事項)

当社は、投資信託関連約款等に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項により生ずるお客さまの損害及び損失(機会損失を含みます。)については、当社が免責されることに異議なく了承していただきます。なお、当社が免責されない場合においても事由の如何にかかわらず、当社がお客さまに賠償すべき損失は、お客さまに発生した直接の損害及び損失に限り、得べかりし利益(逸失利益を含みます。)その他お客さまに発生した間接的な損害及び損失については、当社は一切その責を負わないことに異議なく了承していただきます。

- ① お客さまの「パスワード等」の漏洩又は不正使用及びお客さまの口座における第三者によるパスキーの登録や利用。ただし、当該漏洩又は不正使用が当社の重大な過失による場合は、この限りではありません。
- ② 第7条第5項の規定による本サービスの利用の不能、同条第6項に規定される「パスワード等」の失念、同条第7項に規定される届出の受付前の注文
- ③ お客さま自身で入力したか否かにかかわらず、第8条の規定により本人確認された後に出された注文
- ④ 第10条第2項に規定される本サービスの一時停止又は中止
- ⑤ 第15条に規定する当社の定める時間内に注文の取消しができなかった場合
- ⑥ 第20条の規定により登録されたお客さまのメールアドレスの間違いに伴うメールの不着、又は電話回線の不通等による通知、照会の不能
- ⑦ 第21条に規定されるサービス内容の変更、中止又は廃止
- ⑧ 第22条に規定される届出前に出された注文
- ⑨ 第24条第2項に規定される本サービスの提供の中止、制限ないしは変更
- ⑩ 第26条に規定される本サービスの利用の禁止
- ⑪ 第27条に規定される「当社システム障害」を除き、当社の故意又は重過失によらない本サービスに係る一連のシステム等の障害により、当社が提供する本サービスが正常に機能しなかったことにより生じたお客さまの損害及び損失
- ⑫ 通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピューター・システム及び機器等の障害等による、情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行など。なお、当社又は当社以外の投資信託の販売に係る会社等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線及びコンピュータ等の障害並びに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱いが遅延したり不能となったりしたために生じた損害についても、同様とします。
- ⑬ 本サービスで受ける情報の遅延、中断、停滞、誤謬、脱落及び欠陥
- ⑭ 天災地変、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖、市場環境、その他不可抗力と認められる事由により、注文の執行、金銭の授受などの本サービスによる取引が遅延し、又は不能となった場合
- ⑮ 投資信託委託会社に対する登録の取消し、その他の行政処分、手形交換所の取引停止処分、又は支払いの停止若しくは破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始等の法的倒産手続開始の申立てがあったことにより、取引が遅延し又は不能となった場合
- ⑯ 電話回線、専用電話回線などの盗聴やスパイウェア等によりお客さまの認証番号等が漏洩した場合。なお、当社又は当社以外の投資信託の販売に係る会社等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報が漏洩したために生じた損害についても、同様とします。
- ⑰ お客さまのパソコン等におけるコンピューターウイルスなどによる障害の発生
- ⑱ 本サービスのご利用に関し、お客さまによる本サービスの内容又はそのご利用方法について誤解又は理解不足によるもの

第29条(合意管轄)

本サービスに関するお客さまと当社との間の訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第30条(本約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに相当の方法により周知します。

以上
2026年9月26日改正
第一生命保険株式会社